

埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託
企画提案競技募集要綱

1 趣旨

令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスの削減を国民運動として展開することとなった。埼玉県では法施行以前から食品ロスの削減に関する取組を推進してきたが、更なる取組が求められている。

食品ロスを県民運動として推進していくためには、消費者、事業者、行政や団体などが主体的に取り組むことが必要である。そこで、各主体が取組の参考とできるよう、食品ロス削減に関する好事例を紹介した事例集を作成することとした。

事例集の作成に当たり、デザイン及び印刷業務を、経験や作成ノウハウを有する事業者に委託するための企画提案競技を実施する。

2 対象業務

- (1) 委託業務名 埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和3年3月29日(月)
- (4) 委託限度額 3,200,000円

(本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税を含む)であり、予定価格は、この範囲内で別途算定する)

3 参加要件

参加できるのは、次の項目のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、埼玉県(以下「県」という。)における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 作品等の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 作品等の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)における再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 過去2年以内に国または地方公共団体等と、本件と同種の業務の受注・完了実績を有すること。
- (8) 平成31・32年度埼玉県入札参加資格者名簿に以下のア及びイの両方で登録されている事業者であること。

- ア ・業種 : 印刷
- ・営業種目(大分類) : 印刷(製本含む)
 - ・営業品目(小分類) : その他の印刷
 - ・本社所在地 : 管轄内
 - ・企業区分 : 中小
 - ・格付け : AランクまたはBランク
- イ ・業種 : 催物、映画、広告、その他の業務
- ・営業種目(大分類) : 催物等
 - ・営業品目(小分類) : 広告代理業務
 - ・本社所在地 : 管轄内
 - ・企業区分 : 中小
 - ・格付け : AランクまたはBランク

4 スケジュール

- 令和3年1月18日(月) 募集開始・質問事項の受付開始
- 令和3年1月21日(木) 質問事項の受付締切
- 令和3年1月22日(金) 質問事項の回答
- 令和3年1月27日(水) 企画提案競技参加申込書及び誓約書の提出締切
- 令和3年2月3日(水) 作品等の提出締切
- 令和3年2月5日(金) 選定結果の通知
- 令和3年2月上旬 契約の締結

5 質問事項の受付

本要綱の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和3年1月18日(月)から令和3年1月21日(木)17:00まで

(2) 質問方法

様式1「埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託企画提案競技募集要綱等に関する質問書」に記入の上、電子メールまたはFAXで提出すること。

メールアドレス：a3100-02@pref.saitama.lg.jp

FAX番号：048-830-4791

※送付後、着信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称を伏せた上で、令和3年1月22日(金)17:00までにホームページ上に掲載する。

6 企画提案競技参加申込書及び誓約書の提出

本企画提案競技に参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託企画提案競技参加申込書及び誓約書」に必要事項を記載の上、押印して提出する。

(1) 提出方法

持参、郵送またはFAXで提出すること。

(2) 提出期限

令和3年1月27日(水)16:00必着

※持参の場合は、平日9:00から17:00まで

(3) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 資源循環工場・循環型社会推進担当

所在地：さいたま市浦和区高砂3-15-1(県庁第3庁舎2階)

電話：048-830-3108(直通)

FAX：048-830-4791

7 作品等の提出

本企画提案競技に参加する場合は、以下の提出物を提出する。

(1) 提出物

ア 作品2点

① 表紙

② 取組事例ページ

イ 見積書

ウ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 様式3「類似業務実績調書」

(2) 提出方法及び提出部数

7(1)ア 紙での提出10部及び電子データ(pdf)で提出すること。

7(1)イ～エ 紙での提出1部

紙での提出は持参または郵送とする。

電子データでの提出はCD-ROMとする。

提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 資源循環工場・循環型社会推進担当

所在地：さいたま市浦和区高砂3-15-1(県庁第3庁舎2階)

電話：048-830-3108(直通)

(3) 提出期限

令和3年2月3日(水)17:00必着

持参の場合は、平日9:00から17:00まで

(4) 提出物に関する注意事項

ア 作品に関する注意事項

① 別紙1に記載のサイズで表紙、取組事例ページを作成すること。

- ② 表紙は食品ロス削減対策についてポジティブなイメージを持てるようなデザインとすること。
- ③ 取組事例ページは、県がデータで貸与する文章及び画像を基にデザインを作成すること。
- ④ 県がデータで貸与する文章及び画像は企画提案競技参加申込書及び誓約書を提出した事業者にもメールで送付する。
- ⑤ 別紙1「埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託仕様書」4（3）及び（5）イに掲載する項目のレイアウトは必須とする。
- ⑥ イラストの作成は自由とする。（県からの提供は行わない）
- ⑦ 1者が提出できる作品は1案に限る。
- ⑧ 作品には、任意の様式により200字以内の説明文を添付しても差し支えない。
- ⑨ 詳細なレイアウト等は契約後に協議の上、決定する。
- ⑩ 県が貸与する文章及び画像は、本企画提案競技終了後、確実に消去すること。

イ 見積書に関する注意事項

- ① 様式は任意とする。
- ② 宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし、社印、代表者印を押印すること。
- ③ 金額は消費税及び地方消費税を明記し、それらを加えた合計額とすること。
- ④ デザイン、印刷に係る金額の内訳を明記すること。

ウ 納税証明書に関する注意事項

- ① 提出日前3ヶ月以内に取得したものを提出すること。（写しも可）
- ② 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書を提出すること。
- ③ 法人都道府県税及び法人事業税は、都道府県税事務所発行の納税証明書を提出すること。

エ 類似業務実績調書に関する注意事項

様式3に記載した実績について、契約書（請書、発注書）の写しや成果品（データ可）など、内容がわかるものを添付すること。

(5) その他

- ア 提出された提出物は返却しない。
- イ 提出後は、提出物の内容を変更することはできない。
- ウ 作品及びその他の提出物にかかる経費は、参加者の負担とする。

8 審査・選定

審査方法は書面審査とし、提出された作品について、総合的に審査の上、総合評価が最も高かった者を業務委託先候補者として選定する。

審査する基準は概ね次のとおりとする。

基本的事項	委託業務の目的・内容を十分に理解し、仕様書を踏まえた作品の提案となっているか。
-------	---

表紙・本文のデザイン、レイアウト	<p>ア 表紙は食品ロス削減の機運を高め、幅広い世代の目をひくようなインパクトのあるデザインになっているか。</p> <p>イ SDGs への取組が分かるデザインとなっているか。</p> <p>ウ 取組事例ページは、食品ロスの取組をアピールするデザインとなっているか。</p> <p>エ 取組事例ページは、食品ロス削減の取組を楽しんで実践できるデザインとなっているか。</p>
全体の印象	<p>ア 写真やイラストを効果的に使い、目をひくデザインになっているか。</p> <p>イ 幅広い年齢層が興味を持ち、手に取って読もうと思わせるデザインになっているか。</p>
その他	<p>ア 視力や色覚弱者、高齢者に配慮した文字の大きさ、配色になっているか。</p> <p>イ 男女共同参画の視点から、誰もが食品ロスの削減を自分事と捉えることができるデザインとなっているか。</p>
見積額	デザインと印刷のバランスなど、適正な見積額となっているか。

なお、審査・選考過程は非公開とする。

また、審査結果は、当該作品に係る当落のみを参加者に書面で通知する。

9 委託先候補者決定後の手続き

業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県との間で協議し、委託契約を締結する。なお、委託先候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等は、総合評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

10 無効とする参加申込み

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 7(1)に示す提出物がないもの。
- (3) 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- (4) 2(4)に示す委託限度額を超える金額で見積書を提出したもの。

11 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

12 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出作品及び提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。

13 問い合わせ先

埼玉県環境部資源循環推進課 資源循環工場・循環型社会推進担当

電話：048-830-3108（直通）

FAX：048-830-4791

メール：a3100-02@pref.saitama.lg.jp